

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから所長の指名する者がその事務を行う。

(病原体等取扱安全監視委員会)

第 4 条 病原体等取扱安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は委員の三分の二以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、安全監視委員会を招集しなければならない。
- 3 安全監視委員会の結論は、合議による。
- 4 安全監視委員会は臨時開催する。

(査 察)

第 5 条 安全監視委員会は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程及び病原体等管理区域安全運営規則の遵守状況について年 1 回以上指定実験室の査察を行う。

第 3 章 雑 則

(庶 務)

第 6 条 委員会及び安全監視委員会の庶務は、総務部において処理する。

(運営事項の制定)

第 7 条 国立感染症研究所病原体等安全管理規程及びこの細則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、当該委員会及び安全監視委員会が定める。

病原体等の輸送方法

万国郵便条約の通常郵便に関する施行規則（平成 12 年 12 月 22 日 号外郵政省告示 823 号）抜粋

第 413 条 伝染性の材料を包有する郵便物の引受条件及び表示

- 1 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料には、「Substances infectieuses」（「伝染性の物質」の意）の表示を行わなければならない。
- 2 伝染性の物質の差出人は、郵便物が名あて地に良好な状態で到着するように包装されていることを確認しなければならない。これらの郵便物は、運送の途中で人及び動物にいかなる危害も及ぼさないようにしなければならない。
- 3 包装は、次の要素からなる。
 3. 1 次を含む内部の包装
 3. 1. 1 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
 3. 1. 2 不漏出性の第二の包装
 3. 1. 3 堅固な物質の場合を除くほか、内容品全体を吸収するために十分な量の吸収性の材料を第一の容器と第二の包装の間に詰めなければならない。二以上の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装しなければならない。
 3. 2 容器の容積、重量及び予想される使用に応じた堅固さを有する外部の包装
この包装は、その外面全体の最も短い部分で少なくとも百ミリメートルの長さを有しなければならない。
- 4 容器は、ICAO の技術に関する説明書に定める標準試験に合格することができるものでなければならない。外部の包装は、包装の表示に関する国連の仕様規定に従った表示を有しなければならない。
- 5 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外壁との間に入れなければならない。
- 6 伝染性の物質は、次の規定に従って包装しなければならない。
 6. 1 凍結乾燥された物質

6. 1. 1 第一の容器は、燃焼密封したガラス製のアンブル又はゴムで密封し、金属栓を施したガラス製のびんでなければならない。
6. 2 液体又は固体の物質
 6. 2. 1 常温又は常温を超える温度で運送される物質 第一の容器は、もっぱらガラス製、金属製又はプラスチック製でなければならない。容器の不漏出性を確保するために、加熱密封、へり付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用しなければならない。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、粘着テープで補強しなければならない。
 6. 2. 2 冷却又は冷凍されて運送される物質 氷、ドライアイスその他の冷却材は、一又は二以上の第二の包装の外部に入れなければならない。氷又はドライアイスが溶解しても第二の包装が当初の位置に留まるよう、内部の支柱を設けなければならない。氷が使用される場合には、外部の包装は、不漏出性のものでなければならない。ドライアイスが使用される場合には、外部の包装は、炭酸ガスの排出を可能とするものでなければならない。第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、冷却材が効果を失った場合に容器及び第二の包装が運送中に置かれる温度及び圧力においても、それらの元のままの状態を保つものでなければならない。
- 7 伝染性の物質に用いる第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、少なくとも九十五キロパスカルの差動圧力を生じる内圧及び摂氏マイナス四十度とプラス五十五度との間の温度に耐えることができるものでなければならない。
- 8 外部の包装が包有できる純最大容量は、五十ミリリットル又は五十グラムとする。
- 9 外部の包装には、次の表示を付さなければならない。
 9. 1 物質の種属名、その後に物質の専門的な（生物学上の）名称及びUNの文字を冠した国連の対応番号
 9. 2 伝染性の物質を発送させることに従事する人（会社）の住所氏名及び受取人の氏名
 9. 3 郵便物の責任者の氏名及び電話番号
- 10 外部の包装には、公認の差出研究所及び名あて研究所のあて名を有する面に、

「Substance infectieuse」（「伝染性物質」の意）の記載を有する票符を付さなければならない。この票符は、一辺の長さが十センチメートル又は五センチメートルの菱形とし、記載は、白地に黒色の文字による。この票符の上部半分には、伝染性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse. En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de sante publique」（「伝染性の物質。損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意）の語を記載する。この票符は次のとおりとする。



10. 1 ドライアイスが郵便物を冷却するために使用される場合には、「Divers」（「その他」の意）の危険票符を使用しなければならない。この票符は、一辺の長さが最低十センチメートルの菱形とし、次の様式とする。

